

# 島根地方最低賃金審議会

## 島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

### 第2回会議 議事要旨

開催日時	令和5年9月29日（金）午後0時52分～午後2時30分		
開催場所	島根労働局 専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は議事録を公開とするが、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある等の場合には、島根地方最低賃金審議会島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開とする旨説明した。			
2 賃金指導官が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、労働者側からは、島根にあっては点検、整備、修理などのアフターサービス収益を果たしている整備士の県外流失に歯止めをかけることが最大の課題となっていること。島根の自動車(新車)小売業は基幹産業として重要な位置を占めており、令和5年度最低賃金基礎調査報告書から、時間当たりの所定内賃金が1,000円以上の労働者はおよそ90%となっていることや時間平均賃金額が1,487円となっていること。今後の物価上昇を考慮する必要があることなどの主張があり、引上げ額55円が提示された。 一方、使用者側委員からは、新車の受注が約10%減少していること。新車を輸送する特殊船が世界で運行不良となっていることから目標とする生産量に届かないこと。物流の2024年問題がすでに始まっており人材が不足していることなどの主張があった。			
5 労働者側、使用者側とも公労、公使協議開催の意向であり、部会長が公労、公使協議を行うことを決定した。			

6 部会長が、これ以降の会議は非公開とし、議事要旨のみ公開する旨説明した。

(公労協議・公使協議)

7 公益委員から労使双方の意見を聞きながら、歩み寄りを促し、最終的に部会長が引上げ額 28 円、時間額 960 円で諮り、全会一致で決議された。

8 事務局へ専門部会報告書案及び審議会令第 6 条第 5 項による答申文案の作成、配付が指示された。

9 会議が再開し、専門部会報告書案及び答申文案が配付され、順次、審議の上、案どおり決議された。

10 部会長が、答申文を労働基準部長に手交した。

11 労働基準部長が謝辞を述べた。

12 室長が、意見に関する公示（異議の申出）について説明した。

13 部会長が、審議会令第 6 条第 7 項による当専門部会の廃止を宣言し、閉会とした。